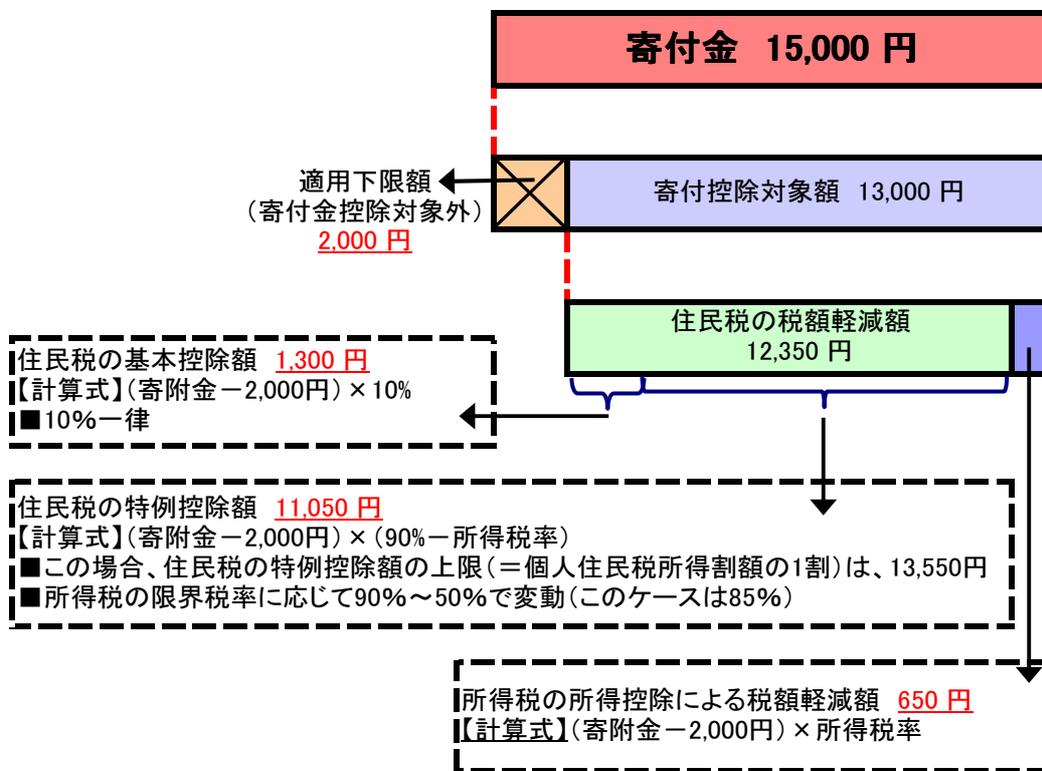


●○● 寄附した場合の控除額モデルケース ●○●



※Aさんの場合、所得税率5%、個人住民税所得割額を135,500円とする。

《Aさんが、鯖江市に15,000円寄付した場合》



A: 寄付額		15,000
B: 税の軽減額		13,000
内訳	所得税	650
	個人住民税<基本控除>	1,300
	個人住民税<特例控除>	11,050
C: 自己負担額(A-B)		2,000

この場合、自己負担額は2,000円

【注①】

特例控除額の上限(住民税所得割額の1割)を超えても基本控除額は適用されるが、地方公共団体以外に対する寄付金とあわせて、住民税の寄付金控除の対象となる寄付金の限度額(控除対象限度額)は総所得金額等の30%である。